

# 岐阜中央中学校 P T A 慶弔内規

第 1 条 この内規は岐阜中央中学校 P T A 会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第 2 条 生徒に関する事

- (1) 生徒死亡のとき
- ア、香典(10,000 円)及び淋見舞(3,000 円相当)をおくる。
  - イ、供花をおくる。
  - ウ、学級委員が弔問し、会葬する。
  - エ、代表者が弔問し、会葬する。

(2) 生徒が交通事故・病気で入院（2 週間以上にわたるとき）のときは、見舞品(3,000 円相当)をおくる。

第 3 条 保護者に関する事項

- (1) 保護者死亡のとき
- ア、香典(10,000 円)及び淋見舞(3,000 円相当)をおくる。
  - イ、代表者及び学年委員長・学級委員が弔問し、会葬する。
  - ウ、供花をおくる。

第 4 条 学校職員に関する事項

- (1) 職員死亡のとき
- ア、香典(10,000 円)及び淋見舞(3,000 円相当)をおくる。
  - イ、供花をおくる。
  - ウ、代表者が弔問し、会葬する。

第 5 条 その他の事項

- (1) 第 1 条から第 4 条までに該当せず、しかも慶弔の意を表する必要が生じた場合には、役員会にはかり決定する。
- (2) 上記の慶弔に関しては、すべて返礼しないものとする。

附 則

この内規は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 岐阜市立岐阜中央中学校 P T A 役員及び委員選出内規

第 1 条 この内規は、岐阜市立岐阜中央中学校 P T A 会則第 7 章第 1 0 条の規定に基づいて役員及び委員の選出に関し、必要な事項を定める。

## 第 2 条 役員選考委員会

- (1) 本会に役員選考委員会（以下委員会）をおき、役員候補者の選考にあたる。委員会は 1 1 名の委員をもって構成し、当該年度の会長が第 1 回委員会を召集し、委員を委嘱する。
- (3) 委員会は、会長の委嘱を受けた委員の中から委員長を選出するものとし当該委員会は委員長が必要の都度召集し、主宰する。
- (4) 委員会の審議事項に関しては（選考中はもちろんのこと事後においても）一切秘密を厳守する。

## 第 3 条 役員選考委員

- (1) 委員の構成は次のとおりとし、その氏名を公示する。

本部役員から	4 名（小学校区各 2 名）
学年代表委員から	6 名（小学校区各 3 名）
学校職員から	1 名
- (2) 委員の任期は、年度末総会において新役員が承認された時点で終わる。

## 第 4 条 委員会の委員長・副委員長

- (1) 委員の中から委員長・副委員長を各々 1 名、互選する。
- (2) 委員長は、委員会の会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代行する。

## 第 5 条 役員及び監査の選考

委員会は、会員の中から岐阜中央中学校 P T A 会則第 6 章第 6 条に定める役員候補者並びに学年代表委員会、成人保体委員長、広報委員長候補者を選考する。

## 第 6 条 役員及び監査の選出

委員長は、選考した役員及び委員長候補者の内諾を得て、年度末総会に報告し、承認を得る。

## 第 7 条 専門委員の選出

選出された学級委員のうち 1 名は学級長として学年代表委員会に所属し、他の委員は地区代表委員会を除く専門委員会に所属する。

第 8 条 地区代表委員の選出

- (1) 地区代表委員は、4地区において各2名ずつ選出する。

第 9 条 学級委員の選出

- (1) 学級委員は各学級において会員の立候補もしくは選挙その他の方法により選出する。
- (2) 立候補はすべての選出方法に優先するが、他の会員の承認を得なければならない。また、7項により決定された委員の定数を立候補者が上回る場合は投票により決定する。
- (3) 選挙により学級委員を選出する場合は以下の者を選考の対象から除外する。
- (ア) 本部役員
  - (イ) 過去2年以内に本部役員、専門委員長、地区代表委員（4地区の長・副）を務めている会員
  - (ウ) 過去1年以内に学級委員を務めている会員
  - (エ) 小学校のPTA本部役員・専門委員長に就任または内定している会員
- (4) 開票は各学級に前年度の学級委員・本部役員がこれにあたる。
- (5) 同一会員が複数の学年で選出された場合は原則として高学年を優先する。
- (6) 学級委員の人数は各学級3名とする。

第 10 条 補欠役員及び補欠委員の選出

- (1) 役員に欠員が生じたときは役員会が指名し、執行委員会で承認を得る。  
第2条に定める選出経過を経ない。
- (2) 委員に欠員を生じたときは、当該学級・地区において補欠委員を選出し執行委員の承認を得る。

第 11 条 この内規の変更は執行委員の決議によって定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

この内規は、平成25年4月25日から施行する。

この内規は、平成28年4月19日から施行する。

この内規は、平成31年4月12日から施行する。

この内規は、令和2年4月1日より施行する。